

令和3年度 子ども支援員(パートタイム会計年度任用職員) 登録者 随時募集要項

阪南市教育委員会

阪南市教育委員会では、「令和3年度子ども支援員登録者」として、支援に必要な熱意と識見を有する方を募集します。(選考を経てそれぞれの登録者名簿に登録された方より、雇用必要数に応じて、任用(採用)いたします。)

資格要件について

○ありません。

応募資格について

地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

【欠格条項】

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

業務内容等について

○阪南市立小・中学校及び幼稚園に在籍する障がい等のある子どもの安全確保と生活介助、障がいのあると思われる子どもの学習の支援に係る業務です。

- (1) 学校園内における当該幼児・児童・生徒の身辺処理の介助に関すること。
- (2) 学校園内で移動する場合の介助に関すること。
- (3) 学校園が行う校園外活動に当該幼児・児童・生徒が参加する場合の介助に関すること。(宿泊を伴う場合あり)
- (4) 上記に掲げるもののほか校園長が必要と認める職務(学習の支援を含む)に関すること。

任用期間について

令和3年10月1日～令和4年3月31日

勤務条件等について

○7時間

【勤務時間】基本 8:15～16:00(休憩時間45分)

※始業時刻及び終業時刻詳細は、教育委員会及び校園長との話し合いで決定いたします。

※配置された学校園の実態に応じ、時間変更する場合があります。

【勤務日】 毎週月曜日～金曜日(祝日・学校休業日等を除く。校園行事で土・日勤務の場合があります。)

※校園の登校(園)日に合わせた勤務のため、冬休み期間等長期休業の月は勤務日数が減少します。

【報酬等】 日額 6,966円

※採用されるまでの職務履歴によって、市の規定により一部経験加算があります。

【各種手当】・任用期間によっては、期末手当の支給があります。

・費用弁償(通勤費)の支給があります。

※1か月当たり55,000円を超えない範囲で条例・規則の定めにより支給します。

(自動車通勤については、校園長の承認と、自己負担により学校敷地外に駐車場を確保していただく必要があります。)

※通勤距離2km未満の場合は支給できません。

【休暇制度】 特別休暇(忌引休暇など)があります。

【社会保険】 健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。

○5 時間

【勤務時間】基本 8:15~14:00 (休憩時間 45分)

※始業時刻及び終業時刻詳細は、教育委員会及び校園長との話し合いで決定いたします。

※配置された学校園の実態に応じ、時間変更する場合があります。

【勤務日】毎週月曜日～金曜日 (祝日・学校休業日等を除く。校園行事で土・日勤務の場合があります。)

※校園の登校(園)日に合わせた勤務のため、冬休み期間等長期休業の月は勤務日数が減少します。

【報酬等】日額 4,976円

※採用されるまでの職務履歴によって、市の規定により一部経験加算があります。

【各種手当】・任用期間によっては、期末手当の支給があります。

・費用弁償(通勤費)の支給があります。

※1か月当たり55,000円を超えない範囲で条例・規則の定めにより支給します。

(自動車通勤については、校園長の承認と、自己負担により学校敷地外に駐車場を確保していただくことが必要です。)

※通勤距離2km未満の場合は支給できません。

【休暇制度】特別休暇(忌引休暇など)があります。

【社会保険】健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象外です。

○4 時間

【勤務時間】基本 8:15~12:15 (休憩時間なし)

※始業時刻及び終業時刻詳細は、教育委員会及び校園長との話し合いで決定いたします。

※配置された学校園の実態に応じ、時間変更する場合があります。

【勤務日】毎週月曜日～金曜日 (祝日・学校休業日等を除く。校園行事で土・日勤務の場合があります。)

※校園の登校(園)日に合わせた勤務のため、冬休み期間等長期休業の月は勤務日数が減少します。

【報酬等】日額 3,981円

※採用されるまでの職務履歴によって、市の規定により一部経験加算があります。

【各種手当】・任用期間によっては、期末手当の支給があります。

・費用弁償(通勤費)の支給があります。

※1か月当たり55,000円を超えない範囲で条例・規則の定めにより支給します。

(自動車通勤については、校園長の承認と、自己負担により学校敷地外に駐車場を確保していただくことが必要です。)

※通勤距離2km未満の場合は支給できません。

【休暇制度】特別休暇(忌引休暇など)があります。

【社会保険】健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象外です。

その他

・任免及び配置校園決定は、教育委員会が行います。ただし、教育委員会が支援員としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めるとき、任期中においても解職となる場合があります。

・支援員は、職務遂行上知り得た園児児童生徒の個人情報をもとより、学校園経営に関して知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします(秘密を守る義務)。

その他、地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。

○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ○信用失墜行為の禁止

○職務に専念する義務 ○政治的行為の制限 ○争議行為等の禁止

・兼業については、地方公務員法の適用により、申請が必要となります。

・その他、勤務条件について、協議を要するときは、教育委員会と校園長で協議いたします。